

# 4月から



## 後期高齢者医療制度が始まります

4月1日から、老人保健制度にかわるものとして後期高齢者医療制度が新たに始まります。対象者は、75歳以上のかたと一定の障害がある65歳以上のかたのうち認定を受けたかたとなります。

今回は、制度の概要やよくある質問などを紹介します。

### 窓口での自己負担割合

医療機関などの窓口で支払う自己負担は、これまでの老人保健制度と同様に、一般のかたは1割、一定以上（課税所得145万円以上）の所得のあるかたは3割です。（現在、お持ちの老人保健医療受給者証の一部負担割合と同じになります）

### 被保険者証（保険証）

新しい保険証は一人ひとりに交付され、医療機関などでの診療の際はこの保険証のみを提示することになります。

3月下旬に配達記録郵便で送付します。

※現在お持ちの老人保健医療受給者証や、国民健康保険・被用者保険などの保険証は使用できなくなります。

（新しい保険証イメージ）



### 対象となるかた

- ・75歳以上のかた
- ・老人保健制度で障害認定を受けているかた（後期高齢者医療制度への非加入の届出をしていないかた）
- ・一定の障害のある65歳以上75歳未満のかたで、4月1日以降に広域連合から認定を受けたかた

※国民健康保険、政府管掌健康保険、共済組合などの保険に加入しているかたも、これらの医療保険を脱退し、加入することになります。

### 保険料

- ・一人ひとりごとに計算されます。
- ・一人あたりの保険料は、均等割額と所得割額を合計した金額が保険料となります。
- ・年間保険料の上限額は50万円です。
- ・所得の少ないかたや被用者保険（健康保険組合・政府管掌保険・共済組合など）の被扶養者だったかたには軽減措置があります。

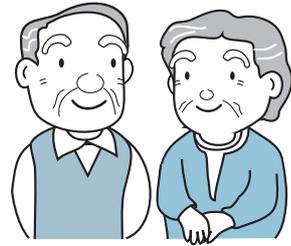
### 保険料の納め方

- ・年金が年額18万円以上のかたは、原則として年金から天引きされます。
- ・上記以外または介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超えたかたは、市から送付される納付書や口座振替などで納めます。

# 後期高齢者医療制度

## よくある質問 Q & A

**Q1** 私は現在75歳以上で老人保健で医療を受けていますが、後期高齢者医療制度の被保険者になるためにはどのような手続きが必要ですか？



**A1** 75歳以上のかたは、平成20年4月1日に自動的に被保険者となりますので、特に手続きは必要ありません。3月下旬に保険証を配達記録郵便で送付します。

**Q2** 私は平成20年4月20日に75歳になりますが、後期高齢者医療制度の被保険者になるためにはどのような手続きが必要ですか？

**A2** 平成20年4月以降に75歳になるかたは、75歳の誕生日から自動的に被保険者となりますので、特に手続きは必要ありません。75歳の誕生日前に保険証を配達記録郵便で送付します。

**Q3** 私は現在70歳で、障害認定を受けて老人保健の対象となっています。後期高齢者医療制度の被保険者になるためには、どのような手続きが必要ですか？



**A3** 障害認定を受けてすでに老人保健の対象のかたは、平成20年4月1日に自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、特に手続きは必要ありません。なお、後期高齢者医療制度への加入を希望しないかたは、市の窓口にてその旨を申し出てくだい。



**Q4** 私は現在75歳で社会保険に加入し扶養家族がいますが、私が後期高齢者医療制度に加入すると、扶養されている家族はどうなりますか？

**A4** 後期高齢者医療制度に加入すると、それまで加入していた社会保険から抜けることとなりますので、扶養家族も同時に社会保険から抜けることとなります。ほかに扶養することのできる家族がない場合は、国民健康保険に加入することになります。(国民健康保険の加入は、手続きが必要です)

**Q5** 今まで使っていた保険証や老人保健の医療受給者証はどうなるのですか？

**A5** 保険証および老人保健の医療受給者証は、平成20年4月1日以降は使えなくなり、国民健康保険や健康保険組合などへ、老人保健の医療受給者証は市の窓口に戻還してください。

**Q6** 保険料はどう決まるのですか？

**A6** 保険料は「均等割額」と「所得割額」の合計となります。均等割額は、被保険者全員が負担するもので、年額は4万2千530円です。なお、世帯主および被保険者の所得水準に応じて、7割・5割・2割分を軽減する措置があります。

所得割額は、被保険者の所得に応じてかかるもので、所得割率は7・96パーセントです。

**Q7** 保険料の支払い方法はどうなるのですか？

**A7** 原則として公的年金から保険料を天引きする特別徴収となります。ただし、年金受給額が年額18万円未満のかたと、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、年金受給額の2分の1を超えないかたは、納付書や口座振替などで納める普通徴収となります。特別徴収のかたは、4月上旬に特別徴収開始通知書を送付します。普通徴収のかたは、7月上旬に納付書を送付しますので、7月から翌年2月までの8回の納期に分けて納めます。

1人あたり保険料 (上限額50万円)	均等割額 42,530円 (軽減あり)	+	所得割額 (被保険者の 総所得-33万円) ×0.0796
-----------------------	---------------------------	---	--

### ●問い合わせ

国民健康保険課  
高齢者保険事業準備担当  
☎内線2702・2703

